

農福連携事例 2

生活保護受給者等の農作業参加プログラム

農業者名	千葉 ^{ちば} 直弘 ^{なおひろ} 氏（旭正地区）
栽培面積	54ha 水稲育苗ハウス13棟
主な栽培品目	水稲，小麦，大豆
農福連携の方法	生活保護受給者等の農作業参加プログラムにおけるボランティア受け入れ
協力機関	あさひかわ農業協同組合 ワーカーズコープ自立支援事業推進共同事業体
旭川市	福祉保険部生活支援課自立支援係 農政部農業振興課園芸係

1 取組の経緯

生活支援課からの打診

平成29年7月，生活保護受給者等を対象とした就労（準備）支援事業を行っている旭川市福祉保険部生活支援課から，農作業参加プログラムの試行について農業振興課に協力要請があり，農業労働力確保対策の一つとして検討を始めた。

農協への協力依頼

8月，生活支援課と農業振興課が市内各農協にプログラムへの協力を依頼したところ，あさひかわ農協が田植え時期での実施意向を示し，後日，協力生産者として旭正地区の千葉明氏を紹介された。

プログラム作成

12月，農協と両課の3者協議を経て，田植え関連作業にボランティア参加する「お米づくりサポートプログラム」を生活支援課が作成した。その後，千葉氏とも詳細について協議を重ねた。

事前説明会の開催

平成30年1月，支援対象者向けの説明会に18名が参加し，あさひかわ農協及び農業振興課の職員が具体的な作業内容や必要な準備等について説明した。その後，生活支援課が参加者を取りまとめた。

協力生産者との調整

平成30年2月，千葉氏と協議し，参加者との顔合わせ等のため，事前に水稲育苗ハウスの石拾い作業体験を行うことになった。

作業体験会の実施

4月上旬、育苗ハウス内の石拾い作業ボランティア体験会を行った。

プログラム実施

4月中旬から播種（種まき）の補助作業、5月中旬から田植え関連作業に支援対象者がボランティアとして参加した。

2 作業の内容

(1) 育苗ハウス内の石拾い

(4月3～4日：無償ボランティア 12人，延べ18人参加)

- ・ 作業体験会として育苗ハウスの石拾い作業を実施。
- ・ 千葉氏の育苗ハウス（写真①）は石が混じっており（写真②），トラクターで耕耘する時にロータリーの刃に当たるため（写真③），石拾いを行った。
- ・ 土の表面に見える石をバケツに入れ，たまったら一輪車に移し（写真④），ハウスの外の石捨て場に捨てる。
- ・ 2日間で育苗ハウス14棟分の石拾いを2周行った。

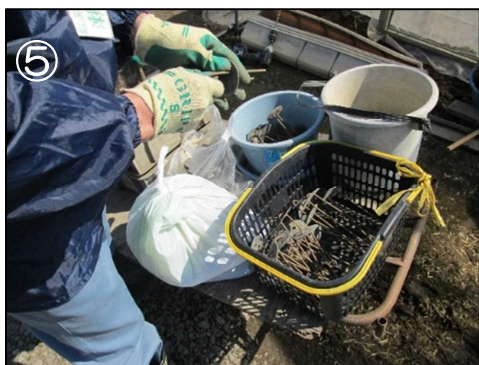


(2) 播種（種まき）の補助作業

(4月17～23日：無償ボランティア 7人，延べ21人参加)

- ・ 石拾い作業参加者の中から7名が播種の補助作業に参加した。
- ・ 育苗ハウスで使うシートを抑えるためのU字型の杭を準備する作業（写真⑤）。（U字型の針金にプラスチックの円盤を取り付ける。）

- ・ 別の場所で種をまいた「成苗ポット」と呼ばれるトレー（約32×62cm）を、運搬機に積み込む作業（写真⑥）。
（運搬機がレール上を自走して育苗ハウス内に成苗ポットを運び、従業員がハウス内の地面に1枚ずつ並べる。）
- ・ 並べた成苗ポットに不織布をかけ、保温用のトンネルを作るため、強化繊維プラスチック製の支柱を地面にアーチ状に刺す作業（写真⑦は作業終了後）。
- ・ トンネルにビニールをかける作業（写真⑧）。



(3) 田植え補助作業参加

（5月18～28日：有償ボランティア 1人，延べ6人参加）

- ・ 種まき作業参加者の中から，1名が田植え補助作業に参加した。
- ・ 成苗ポットを地面からはがして（写真⑨），軽トラックに積み込む作業。
- ・ 育苗ハウスを片づける作業（写真⑩）。



3 注意事項・課題等

(1) 作業支援

- ・ 事前打ち合わせの中で、千葉氏に対し、参加者の中には他人とのコミュニケーションが苦手な人や曖昧な表現が伝わりにくい人がいることを説明し、理解していただいた。
- ・ 今回のプログラムでは、初めての試みであることから、市生活支援課の職員や就労支援員、支援事業受託者が毎回作業に立ち会い、参加者を支援した。
- ・ 今後、継続的に複数の農場で実施する場合、行政側の支援者の立ち会いは困難となるため、生産者自身が参加者にわかりやすく説明する等、サポーターズに関わることが必要となる。

(2) 参加者の交通手段

- ・ 一般的に生活保護受給者は自家用車がなく、鉄道、バス、自転車、徒歩での移動が基本となる。参加者の自力移動を前提とする場合は、市街地から離れた郊外や公共交通機関の便が不便な場所にある農場では、農作業参加プログラムの実施は難しい。
- ・ また、交通機関の利用に不慣れな人もいるので、路線や乗り継ぎ、バス停からの距離を示す等のサポートも必要である。

(3) 雇用契約

- ・ 市内の生産者のほとんどが冬は営農しないため、ボランティアを経て雇用に至ったとしても、季節雇用や農繁期限定の短期雇用にならざるを得ない。

(4) その他

- ・ 当日の参加者の体調や精神状態によって参加キャンセルもありえるので、農業者側の想定どおりに作業が進まないこともある。

(平成30年12月掲載)